

平成 23 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について

1 概要

平成 21 年 4 月に施行された改正児童福祉法により、施設職員等による被措置児童等虐待について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県市等が公表する制度等が法定化された（被措置児童虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は別紙の参考 1 及び参考 2 を参照）。

「被措置児童等虐待」とは、施設職員等が、入所等している児童について、

- ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと
- ④ 著しい心理的外傷を与えること

と定義されている（児童福祉法第 33 条の 10）。

今般、全国 47 都道府県、19 指定都市及び 3 児童相談所設置市（69 都道府県市・平成 23 年度末現在）を対象に、平成 23 年度中に通告・届出があった被措置児童等虐待に関する事例について、その届出・通告等の状況、それに関する調査等の状況についてとりまとめたところ、以下のとおりであった。

- 平成 23 年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数総数は 193 件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は 46 件（平成 22 年度に届出・通告のあった事例で調査中であった 1 件を含む）であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が 28 件（60.9%）、「里親・ファミリーホーム」が 6 件（13.0%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が 37 件（80.4%）、「心理的虐待」が 6 件（13.0%）、「ネグレクト」が 2 件（4.3%）、「性的虐待」が 1 件（2.2%）であった。
- 虐待を受けた児童の性別は、「男」が 69.4%、「女」が 30.6%であり、就学等の状況は、「中学生」が 30 人（35.3%）、「小学生」が 29 人（34.1%）、「高校生」が 16 人（18.8%）、「未就学児童」が 10 人（11.8%）であった。

〔参考〕平成 22 年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数総数は 176 件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は 39 件であった。〕

2 平成23年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

- ① 平成23年度に全国の69都道府県市で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告の受理件数は193件であり、届出・通告者総数は203人であった。
- ② 届出・通告者の内訳は、「児童本人」が64人(31.5%)、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が51人(25.1%)、「家族・親戚」が25人(12.3%)、「近隣・知人」が15人(7.4%)等であった。

(単位：人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	職員、施設・事業所等受託里親	当該施設・事業所等元職員、受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	64	13	25	51	1	5	3	3	15	1	16	6	203
構成割合	31.5	6.4	12.3	25.1	0.5	2.5	1.5	1.5	7.4	0.5	7.9	3.0	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数193件と一致しない。

※ 構成割合は四捨五入のため、合計に合わない場合がある。

③ 届出・通告先

届出・通告先別件数では、「児童相談所」が113件(58.5%)、「都道府県市の担当部署」が70件(36.3%)等であった。

(単位：件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	113	70	6	0	4	193
構成割合	58.5	36.3	3.1	0.0	2.1	100.0

(2) 事実確認調査の状況

平成23年度に届出・通告のあった事例193件と平成22年度に届出・通告のあった事例で調査中であった事例13件とを合わせた206件のうち、「事実確認調査を行った事例」は206件(100.0%)で、そのうち「被措置児童等虐待の事実があったと認められた事例」は46件(22.3%)であった。

(単位：件、%)

	事実確認を行った事例						不事虐待 要実待 と確認 判断は なく	そ の 他 の 事 例	合 計		
	認 め ら れ た 事 実 が	か つ め た ら の 事 実 が	か つ 断 た に の 事 実 な の	小 計							
件数	46	(1)	136	(11)	24	(1)	206	(13)	0	0	206
構成割合	22.3		66.0		11.7		100.0		0.0	0.0	100.0

※ 件数の（ ）は、平成22年度に届出・通告のあった事例で調査中であったものの再掲である。

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市が被措置児童等虐待の事実があったと認めた事例46件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

施設等種別の内訳は、「児童養護施設」が28件(60.9%)、「里親・ファミリーホーム」が6件(13.0%)等であった。

(単位：件、%)

	社会的養護関係施設				リ ー ホ ー ム ・ フ ァ ミ リ	障 害 児 施 設 等	一 児 時 童 保 相 護 談 所	合 計
	乳 児 院	施 設 児 童 養 護	療 児 情 施 短 緒 設 期 障 治 害	支 児 援 童 施 自 設 立				
件数	1	28	0	4	6	4	3	46
構成割合	2.2	60.9	0.0	8.7	13.0	8.7	6.5	100.0

② 都道府県市別

69都道府県市中、24都道府県市で虐待の事実が認められた。

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	1	東京都	6	滋賀県		香川県	2
青森県		神奈川県	8	京都府	3	愛媛県	
岩手県		新潟県		大阪府	5	高知県	2
宮城県		富山県		兵庫県	1	福岡県	
秋田県		石川県		奈良県	1	佐賀県	
山形県		福井県		和歌山県	1	長崎県	1
福島県		山梨県		鳥取県	1	熊本県	
茨城県	1	長野県	1	島根県		大分県	
栃木県	1	岐阜県		岡山県		宮崎県	1
群馬県	2	静岡県	1	広島県		鹿児島県	
埼玉県		愛知県	2	山口県		沖縄県	3
千葉県		三重県	2	徳島県		国立	
						合計	46

※ 指定都市及び児童相談所設置市の件数については、当該市の所在する都道府県に計上している。

③ 虐待の種別・類型

被措置児童等虐待の種別・類型は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別・類型と重複がある場合は虐待の主なもののみを集計した。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	37	2	6	1	46
構成割合	80.4	4.3	13.0	2.2	100.0

※ 構成割合は四捨五入のため、合計に合わない場合がある。

④ 児童の状況

被措置児童等虐待の事実が認められた46件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、46件の事例に対し、児童の総数は85人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	合計
人数	59	26	85
構成割合	69.4	30.6	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	合計
人数	6	19	40	20	85
構成割合	7.1	22.4	47.1	23.5	100.0

※ 構成割合は四捨五入のため、合計に合わない場合がある。

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就園前・ 保育所・ 幼稚園	小学校 等	中学校 等	高等学校 等	大学・ 短大等	無職	合計
人数	10	29	30	16	0	0	85
構成割合	11.8	34.1	35.3	18.8	0.0	0.0	100.0

⑤ 職員等の状況について

被措置児童等虐待の事実が認められた46件の事例について、職員等の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し職員等が複数の

場合があるため、46件の事例に対し、職員等の総数は79人であった。

ア 職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	23	21	15	13	7	79
構成割合	29.1	26.6	19.0	16.5	8.9	100.0

※ 構成割合は四捨五入のため、合計に合わない場合がある。

イ 職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	合計
人数	31	16	18	11	3	79
構成割合	39.2	20.3	22.8	13.9	3.8	100.0

(4) 虐待の事実が確認された事例への対応について

被措置児童等虐待が確認された46件の事例について、各都道府県市が行った対応は、「児童福祉法第30条の2に基づく指示又は報告徴収」が33回、「児童福祉法第46条第1項に基づく報告徴収・立入検査等」が33回、「児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告」が4件であった。

また、施設・里親等からは33件の改善計画の提出があった。

これらの虐待事例における対応については、以下のとおりとなっている。

① 施設等への対応例

都道府県市による指示・指導等を踏まえ、施設等において、再発防止に向けた体制の見直しや研修の実施等が行われている。

- ・原因分析と再発防止に向けた内部検証の実施及び改善計画書の策定。
- ・職員に対して、体罰による指導厳禁の徹底。
- ・再発防止のための第三者委員を含む内部組織の設置。
- ・職員が問題を抱えこまないようにチームとしての支援、職員へのスーパーバイズ機能の強化、支援スキル向上のための研修を実施。
- ・管理者や嘱託医による職員への心理的支援。
- ・子どもの権利擁護や援助技術に関する職員研修を定期的実施。
- ・職員会議、運営会議、毎日の業務連絡会等において子どもの人権を尊重した適切な支援について職員に徹底。
- ・地域小規模児童養護施設の孤立化を防ぐため、施設長等が会議に参加。

- ・第三者委員による在籍児童及び職員からの聞き取り等を継続的・定期的を実施。
- ・人権擁護や虐待防止に関する周知啓発（ポスター等の掲示等）。

② 虐待を行った職員等への対応例

虐待を行った職員等への対応については、個別指導や研修の実施、事案に応じた処分などが行われている。

- ・当該職員を児童の直接処遇に関わることを禁止し、他の職に配置転換。
- ・当該職員を一旦直接処遇業務から外し、個別研修等を実施。
- ・当該職員に、与えられた課題についてのレポートの作成、社会貢献活動への参加を指示し、就業後、上席職員との面接や会議において自己学習の結果などを報告させる。
- ・当該職員に施設長が定期的に個別面談。
- ・過重となっていた事務分担の見直し。
- ・事案に応じて、当該職員に対し、免職、出勤停止等の処分。
- ・里親委託措置の解除。里親登録の抹消。

③ 児童への対応例

虐待を受けた児童への対応として、速やかに当該職員からの謝罪を行うとともに、当該施設等からの一時保護の実施や措置変更、児童心理司等からの継続的な個別ケア等が行われている。

- ・当該職員から虐待を受けた児童に謝罪。
- ・当該児童の一時保護及び措置変更。
- ・当該児童の情緒不安定な状況について、児童相談所と連携し、児童心理司による行動観察を実施。
- ・担当児童福祉司による面接及び児童心理司による定期的なケアを実施。
- ・施設内の心理職が、児童相談所の児童心理司と連携して、その後のフォローを継続。
- ・暴力を振るった児童に暴力防止プログラム等に参加させ、人権について考える機会を作るとともに、生活場面でも内容の振り返りを行っている。
- ・グループホーム内でのミーティングにより、個人的な悩みや生活で困っていることなどを出しあい、子どもと職員全員で問題解決するための話し合いを実施。

(別紙) 虐待として報告のあった事案

【身体的虐待】

- ・問題行動を起こした児童に、職員2名が平手打ちなどの体罰を行った。〔児童養護施設〕
- ・児童2名を嘘等で注意する際、平手でたたく・尻を蹴飛ばすなどの暴力をふるった。〔児童養護施設〕
- ・児童の火遊びを注意するも児童が真剣に話を聞かないため、職員が児童をたたいた。〔児童養護施設〕
- ・児童が怒って洗濯物を投げつけたところ、施設長が児童をたたいた。〔児童養護施設〕
- ・宿題がないと嘘をついた児童を平手でたたくなど職員による不適切な言動が数年にわたり、数回繰り返されていた。〔児童養護施設〕
- ・夜間に興奮状態で職員事務所内を走り回る児童の行動を鎮めようと職員が児童の腹部を蹴った。〔児童養護施設〕
- ・児童が職員の指導に従わず、反抗したため職員が児童を平手で殴り、その後取っ組み合いになる。頭や顔にけが。〔児童養護施設〕
- ・施設日課への参加態度の悪い児童を注意したところ口論になり、職員が児童をたたき、足払いして倒した。(児童は対抗して職員をたたき、職員はけがをした。)〔児童養護施設〕
- ・洗濯物を干さない児童を職員が羽交い絞めにして洗濯場に連れて行った。その後、宿題に取り組むよう促すが、取り組まないのので背中を蹴った。〔児童養護施設〕
- ・児童が他の児童をトイレに閉じ込める等したため、職員が注意したところ、児童が聞き入れず、職員、児童とも感情的になり、児童の頬を平手でたたいた。〔児童養護施設〕
- ・職員が万引きをした児童4人を連れ、店舗に謝罪を行ったが、児童の態度が悪いなど、反省がみられなかったため、指導過程で児童の両頬を指でつねるなどした。〔児童養護施設〕
- ・職員は、児童が入浴時間になっても、ふざけあっており入浴しなかったため、児童2名の臀部を蹴るなどした。他の児童へも複数回体罰があった。他の職員は虐待行為を承知していたが、施設長等への報告をしていなかった。〔児童養護施設〕
- ・職員が使用する道具で児童が遊び始めたので、返却を求めるが、児童が応じないため、職員が持っていた調理ばさみの柄で児童の左頭頂部をたたいた。左頭頂部にたんこぶができる。〔児童養護施設〕
- ・児童が弟を一方向的に殴る等があった際、「殴らないと分からない」と言ったことに対し、職員が「自分がやられたらどうか」と怒って児童の頭を殴ったなど、職員3名による体罰があった。〔児童養護施設〕
- ・児童2名が無断外出をして、友人宅の倉庫で寝ているところを発見した職員は、二人を強く掴み、倉庫外に引きずりだし、児童1名の足を強く蹴った。〔児童養護施設〕
- ・野球の練習中にふざけている児童の臀部をバットでたたくなど、6名の児童に7件の体罰を行った。〔児童養護施設〕
- ・幼児11名の対応を一人でしていた職員が他の児童の世話をしていた際、児童が騒いで收拾が付かなくなったので、児童2名の頬をそれぞれ1回、平手でたたいた。児童1名は頬に内出血。〔児童養護施設〕
- ・幼稚園で友達をいじめるなどの行動がある児童に対し、注意をしても改善がなく、就寝前に話をしても聞かなかつたため、翌朝、目覚める頃に10分程、布団ごと園庭に運ん

だ。〔児童養護施設〕

- ・児童が就寝時に言うことを聞かないため、職員が寝室に連れて行く際に腕を強く掴んだ。〔児童養護施設〕
- ・他の児童の部屋にいた児童に部屋に戻るよう指導した際、児童が指示に従わなかったため、職員が胸倉を掴んだ。〔児童養護施設〕
- ・他の児童の部屋にいる児童2名に、職員が自室に戻るよう指導したが、児童がこれに従わず暴力を振るい、自傷行為をする等、行動がエスカレートしたので、落ち着かせるため、2名の児童の頬を1回ずつたたいた。〔児童養護施設〕
- ・児童が嘘をついて遊びに行ったことに対し指導した際、職員が児童の胸倉を掴み、平手打ちをした。〔児童養護施設〕
- ・スポーツの練習試合でミスをした児童に対し、チームの監督である施設職員がミスについて指導をしたものの児童が聞かなかったため、感情的になり、腹部を蹴った。〔児童養護施設〕
- ・職員が児童の頬を平手打ちする。児童は口腔内出血。〔児童養護施設〕
- ・児童が職員の口頭での注意を受け入れないことが継続していたため、職員が児童を平手でたたいた。鼓膜に小さな穴。〔児童自立支援施設〕
- ・職業指導として農作業を行った際、職員の指示に従わず収穫物を食べた児童の太ももを職員が数回蹴るなどした。〔児童自立支援施設〕
- ・職員による指導中、児童が反抗的な態度を取ったため、職員が児童の頭などを複数回たたいた。〔児童自立支援施設〕
- ・里親が、里子を叱る際に平手でたたいた。臀部や背中に痣ができる。〔里親〕
- ・児童の嘘などを注意する際に里親から児童2人に体罰を行った。1人はすり傷や内出血。〔里親〕
- ・里親が、飲酒している里子を目撃し、止めるよう指導したが、応じなかったため、里子の前髪を掴んで引っ張った。〔里親〕
- ・帰宅時間が遅れた理由を言わない児童の頬を里親が平手打ちした。〔里親〕
- ・児童がドアノブにこだわりの行動を見せ、激しくドアノブを揺さぶっていたところ、職員が声掛けするも制止することができず、職員が感情的になり椅子を蹴ったところ、児童の顔面に当たった。児童が受傷。〔障害児施設等〕
- ・児童が長時間指示に従わないことに、職員が苛立ち、児童の左耳たぶを強くつまんで引き下げ、爪による受傷を負わせた。〔障害児施設等〕
- ・知的障害のある児童が学級閉鎖で登校できないため、ストレスから怒ったり泣いたり、自傷行為が続く中、職員は他の児童の入浴介助をしつつ、児童の気持ちの切り替えを数回試みるがうまくいかず、イライラして児童の鼻を拳で殴った。鼻骨骨折。〔障害児施設等〕
- ・児童が他の職員の指導に従わず、暴言を吐いていたため、職員が介入するも、児童が反抗するため平手でたたいた。〔児童相談所一時保護所〕
- ・児童が、学習中に落ち着かず、注意すると机を蹴るなどして暴れ、興奮が収まらないため、落ち着かせるため、頬を2回平手でたたいた。〔児童相談所一時保護所〕
- ・児童へ指導の際、胸元を掴み、ねじ上げ、その際、Tシャツの右肩部分が破れ、首筋に擦過傷が残った。〔児童相談所一時保護所〕

【ネグレクト】

- ・入所児童間の性的問題行動を看過した。〔児童養護施設〕
- ・職員間の指導状況等の引き継ぎがなかったため、児童は学校を休まされ、夕方まで朝・昼食を食べることができなかった。〔障害児施設等〕

【心理的虐待】

- ・複数の職員が児童の太ももを叩く、児童を長時間居室の外に出す、大声で叱るなどの不適切な対応をした。〔乳児院〕
- ・触法行為を行った児童を、職員が触法行為名で呼ぶなどの不適切な言動を行った。〔児童養護施設〕
- ・職員が、児童に対し他の児童と比較したり、当該児童が傷つく言動を行った。他の児童もその状況を見て恐怖心を抱いた。〔児童養護施設〕
- ・職員と児童との関係が悪化した中、職員が大声を発したことにより、児童の心身に著しい不調が生じた。〔児童自立支援施設〕
- ・里親が里子に脅しめいた発言を行った。〔里親〕
- ・里親が児童を無視したり、食事を与えなかったりと他の委託児童と差別的な対応をした。〔里親〕

【性的虐待】

- ・職員と児童との関係が親密になり、性的な行為を行った。〔児童養護施設〕

参考 1 関係条文

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定に

よる通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（秘密保持義務）

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（被措置児童等の状況把握等）

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第1項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県児童福祉審議会）

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道

府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

- 3 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- 4 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

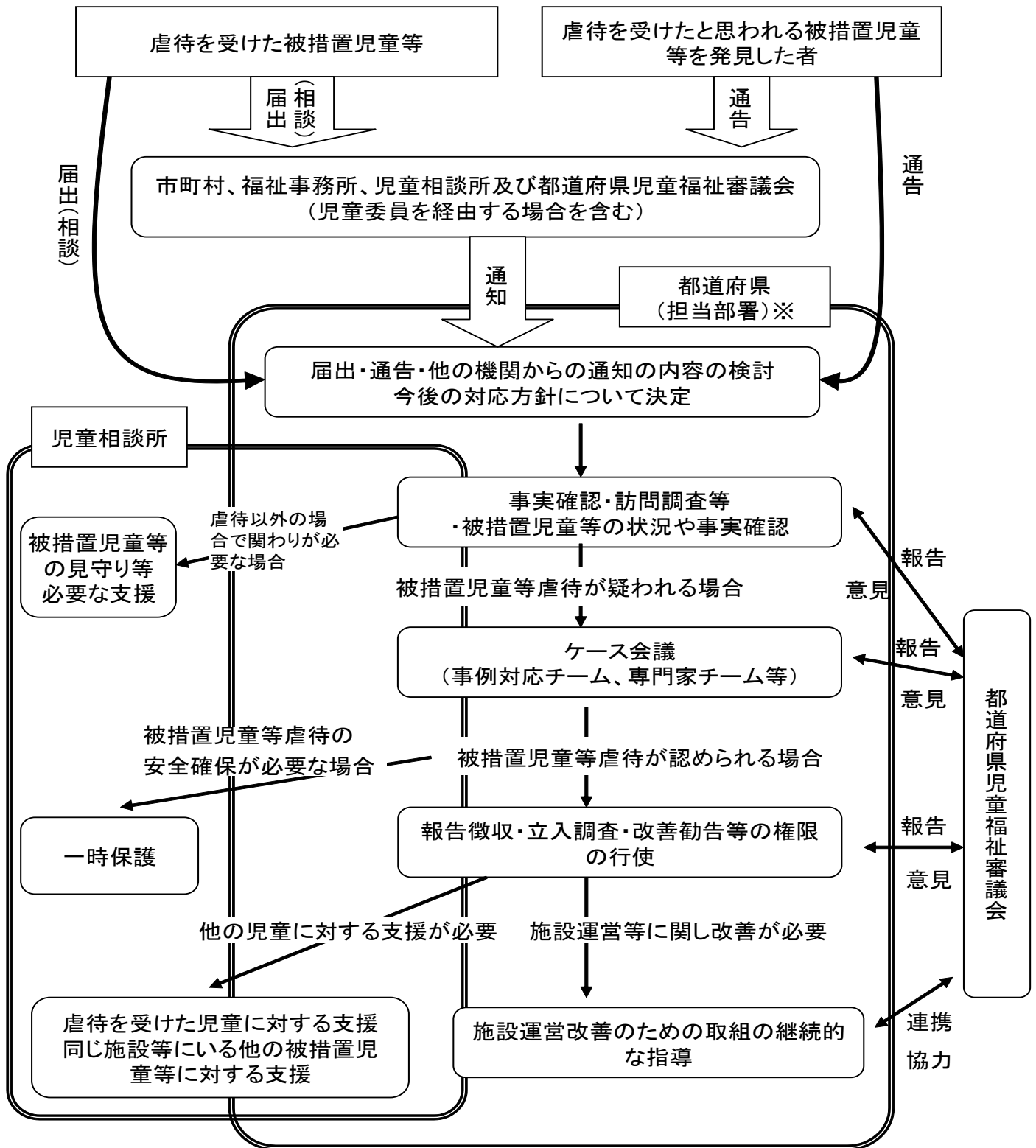
第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。